

会 長	局 長	次 長	係 長	係

令和 6 年 1 2 月 2 4 日

奄美市農業委員会

第 1 2 回定例総会議事録

署名委員 濱手 薫

署名委員 泉 義昭

奄美市農業委員会第12回定例総会議事録

1. 招集日時 令和6年12月24日(火) 午後3時30分～

2. 招集場所 奄美市役所 5階大会議室

3. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	濱手 薫	9	岸田 国広
2	泉 義昭	10	土浜 良二
3	日高 千夏	11	栄 和正
4	榮 清安	12	山田 正修
5	朝 郁夫	13	田中 幹雄
7	里 義文	15	大瀬 昭信
8	野崎 清志	16	中棚 昭三十

4. 欠席委員 2名

6番 西 盛満

14番 柿園 三十昭

5. 議事に参与した者

事務局長兼住用分室長

池 秀 平

事務局次長 勝 裕 美

笠利支所主幹兼分室長

中村 幸信

笠利支所主幹 竹山 和幸

名瀬支所主査

別府真砂海

住用会計任用職員 朝井 光徳

6. 報告事項

- ・非農地調査の結果について
- ・農業委員・推進員の募集について
- ・令和7年1月事前協議、総会日程について

7. 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名について
- (2) 会期の決定について
- (3) 議案について

- 議案第70号 非農地の認定について
- 議案第71号 奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の
合意解約の決定について
- 議案第72号 奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の
決定について
- 議案第73号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の
決定について

議長

(岸田 会長)

ただいまの出席委員は 14 人、(欠席者は 2 人で) 総会は成立いたしました。

これから、令和 6 年第 12 回定例総会を開会いたします。

それでは、議事日程に入ります。

《日程第 1》

会議録署名委員の指名を行います。

本総会の会議録署名委員には、1 番 濱手 委員と 2 番 泉 委員 のお二人を指名いたします。

《日程第 2》

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は日程通知のとおり、議案第 70 号から議案第 73 号の 4 件を予定しております。

お諮りいたします。

会期は本日 1 日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の日程は本日 1 日と決定いたしました。

本日の議案日程はあらかじめお配りしてありますとおりを予定としております。

これにご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。

それでは直ちに議案等の審議に入りたいと思います。

《日程第3》

議案第70号 非農地の認定についてNo.30を議題といたします。

それではNo.30について事務局から説明を求めます。

事務局

(池 局長)

1 ページをお開き下さい。

今回の申請の内訳は名瀬地区1件の申請です。

2 ページをお開き下さい。

No.30につきましては奄美市名瀬大字金久字手保の3筆で合計4,269㎡の申請であります。

申請地は市道赤崎線のハブセンターから〇〇機械資材置き場の中間点に位置しております。

当該農地につきましては登記人が亡くなっており相続財産清算人として弁護士名で願出人となっております。

因みに、相続財産管理人とは、相続人の存在、不存在が明らかでないときには家庭裁判所は申立てにより相続財産の管理人を選任します。

相続財産管理人は被相続人の債権者等に対して被相続人の債務を支払うなどして清算を行い、清算後残った財産を国庫に帰属させることとなります。

なお、相続財産管理人が清算を行う中で、特別縁故者に対する相続財産分与がなされる場合もあります。

ここでいう申立人については、利害関係者や被相続人の債権者、特定遺贈を受けた者や特別縁故者となっており、4ページの申立人のとの関係につきましては亡くなった土地所有者の従姉弟にあたります。

相続財産清算人が選ばれており土地所有者に相続人はいません。

土地所有者が亡くなる直前、入院中の病院の衣類の差し入れ等のご協力をいただいていたのが従姉弟であり亡くなった際に預貯金等の貴重品を預かっていたため、今回の申立人をされたものと思われま。

以上1件でございます。

議長

(岸田 会長)

続いて担当調査委員による願出人、土地について調査報告お願いいたします。

事務局

(勝 次長) 願出人について

非農地証明 No.30に係る調査報告をいたします。

2ページNO.30の願出人(被相続人 亡 ○○○○相続財産清算人 弁護士 ○○さん)が福岡県に事務所がありますので12月20日16時50分頃電話にて申請内容の確認をいたしました。

4ページの審判書の写しにありますとおり、願出人は亡くなられた所有者に相続人がいないため相続財産清算人として選任されており、申請する土地の所在、現況、面積等の記載内容にも間違いのないことを確認いたしました。

委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上でございます。

12番

(山田 委員) 土地についての説明

非農地証明願、No.30の調査報告を致します。

12月18日、午前10時に推進員の高山さん、事務局の別府さんと長浜のハブセンター前で待ち合わせをして現地へ向かいました。

6ページに案内図が添付されています。

金久中学校前の信号を左に曲がり次の信号を右に曲がり旧道を朝仁へ向かい、ハブセンターから、3~400m程行ったところにあります。

8,9ページに現況図が添付されています。

9ページの地図を見ますとがけ崩れがあり補強工事がされています。

舗装されている前面道路も対象土地になっています。殆ど原野化されています。私の中学校のころからこの状態だったと記憶しています。

入り込み道路ありませんし、非農地と判断してもいいのではないかと思います。

ご審議の程よろしくお願い致します。

議長	<p>(岸田 会長)</p> <p>それではNo.30に対する質疑に入ります。</p> <p>質疑はございませんか。</p>
7 番	<p>(里 委員)</p> <p>確認しますが名瀬金久字手保の1筆、現況が公衆用道路となっていますがこれは旧県道の時、県が所有権移動、地目変更していなかったのでしょうか？</p>
事務局	<p>(池 局長)</p> <p>当時の現状はわかりませんが、当時は県道でその後、市道の管理となっていますので県道の買収時点で所有権移転、地目変更をしていなかったということによろしいかと思えます。</p>
11 番	<p>(栄 委員)</p> <p>この、公衆用道路は現在は亡くなったかたの持ち物であれば、清算するときは、この公衆用道路は使えないという事ですか？ 道路を売買するのですか？道路を避けて売買するのですか？</p>
事務局	<p>(池 局長)</p> <p>今後、売買することについては、事務局はわかりませんが、申請箇所についての非農地判断ということによろしいかと思えます。</p>
議長	<p>(岸田 会長)</p> <p>他に質疑はありませんか？</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>全員賛成であります。</p> <p>よって、議案第70号 非農地の認定についてNo.30について、審議の</p>

結果これを承認することに決定いたしました。

《 日程第 4 》

議案第 7 1 号 奄美市農用地利用集積計画の合意解約の決定についてと
議案第 7 2 号 奄美市農用地利用集積計画の利用権設定の決定について議題
といたします。

議案第 7 2 号に 1 番、濱手 委員 の案件がありますので退出の程、
お願いいたします。

それでは、事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

(池 局長)

事務局

1 1 ページをお開き下さい。

議案 7 1 号農用地利用集積計画の合意解約の決定につきましては終期管
理表から住用地区について利用権を受ける者が 1 人で、2 筆。

面積は 7 5 4 m²を解約するものであります。

解約理由についてご説明いたします。

当該農地は当初、相続されておらず兄弟間から同意書を提出されており
利用権の開始が今年の 1 0 月から 1 6 年間の使用貸借で契約しました。

1 6 年間の契約に関しましては国の事業である有害鳥獣緊急支援事業、
いわゆるイノシシ防護柵の事業期間の範囲で契約したところでありま
す。

解約に至った経緯に関しましては当該農地が相続にされたことでの解約
となりました。

以上でございます。

続いて、1 8 ページをお開き下さい。

議案 7 2 号農用地利用集積計画の利用権の決定につきましては終期管理
表から名瀬地区について利用権を受ける者が 2 人で、2 筆。

いずれも賃貸借の契約で面積は 7 7 1 m²であります。

利用権の内容といたしましては飼料作物とサトウキビであります。

以上、内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします

(岸田 会長)

議長

《日程第5》

議案第73号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）賃貸借契約の決定について議題といたします。

それでは、事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

(池 局長)

事務局

議案73号奄美市農用地利用集積計画、農地中間管理事業による賃貸借契約について 23ページの名瀬地区の管理表、25、26ページの笠利地区の終期管理表をお開き下さい。

利用権の契約内容といたしましては名瀬地区が1件で契約期間は10年で面積は589㎡でございます。

笠利地区につきましては15件で契約期間は10年、面積は33,327㎡でございます。

その他、作物名などにつきましてはお目通しください。

以上であります。

(岸田 会長)

議長

これから本案に対する質疑に入ります。 質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

よって、議案第73号奄美市農用地利用集積計画（農地中間管理機構）の決定

について、審議の結果これを承認することに決定いたしました。

以上で、本日に用意した議事日程は全て審議を終了いたしました。

令和6年12月24日

奄美市農業委員会
会長 岸田 国広

署名委員 濱手 薫
署名委員 泉 義昭
作成者 池 秀平